

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)	(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)
第三十八条 法第二十七条规定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第三十八条 法第二十七条规定する内閣府令で定める場合
〔一九 略〕	〔一九 同上〕
十 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合	イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（第四十一条第七項第十号イにおいて「特定信託口口座」という。）の残高（複数の種類の特定信託口口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。）を公表していること。 ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十
〔号の細分を加える。〕	イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（第四十一条第七項第十号イにおいて「特定信託口口座」という。）の残高を公表していること。

二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。

ハ・ニ　〔略〕

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条　〔略〕

〔256 略〕

7 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一九略〕

十 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高(複数の種類の特定信託口座がある場合にあっては、種類ごとの残高を含む。)を公表していること。

ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあっては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。

ハ・ニ　〔略〕

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条　〔同上〕

〔256 同上〕

7 「同上」

〔一九 同上〕  
十 「同上」

イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

〔号の細分を加える。〕

ロ・ハ　〔同上〕

備考　表中の「」の記載は注記である。